

技能労働者の雇用労働条件 に関する調査報告書

(概要版)

平成 20 年 3 月
社団法人 建設産業専門団体連合会

はじめに

米国の信用力の低い個人住宅融資（サブプライムローン）問題が世界経済を揺るがしている。金融市場の混乱を背景に投機マネーが現物商品市場に流入し、世界全体の実体経済に影響を及ぼしている。加えて、新興国（B R I C s）経済の台頭も相まって、資源や食糧などの獲得競争が世界規模で激化し、国際商品価格の上昇を招いている。

日本経済は、「いざなぎ景気」を超えて景気拡大が続いている。自動車など輸出関連業界に牽引されて景気拡大が続いてきたが、米国景気の減速、国際商品価格の上昇、国内での個人消費の低迷などにより、景況としては不透明感が広がっている。

我が国は、少子高齢化社会を迎え、総人口も減少する時代に突入している。厚生労働省によれば、日本の2030年の労働力人口は2006年に比べ1,070万人減少すると推計し、経済成長の大きな制約要因になるとしている。政府は、人口減少社会を迎える中で成長力を強化し経済成長を維持させることが喫緊の課題として「成長力加速プログラム」を取りまとめ、今後5年間で労働生産性を5割増にすることを目指している。

建設投資は、ピーク時の約6割の水準まで減少している。建設業界の過剰供給構造や入札契約制度の変化などを受け、公共工事・民間工事を問わずダンピングが続いている。ダンピングは、建設生産物の品質確保に支障を及ぼすほか、下請業者や技能労働者へしわ寄せされており、必要以上の重層下請構造と技能労働者の労働条件の悪化を招いている。技能労働者の高齢化が進展する中で、若年者の入職が減少し定着率も低下している。技術・技能能力の承継が困難になり建設生産システムに支障を及ぼすことが懸念される。

(社)建設産業専門団体連合会は、技能労働者が夢と希望を持って生涯を託せる魅力ある建設産業を目指して、技能労働者の雇用労働条件の改善に向けた調査研究を行うため、労働環境改善委員会（委員長・蟹澤宏剛芝浦工業大学准教授）を設置し、賃金の改善、労働時間の短縮、労働生産性の向上などの検討を行うとともに、建設技能労働者に関するアンケート調査を行なった。今回、それらの結果を報告書に取りまとめました。

技能労働者の確保・育成並びに待遇改善に向けて、全ての建設産業関係者が本報告書を広くご活用下さることに期待申し上げます。

平成20年3月

社団法人 建設産業専門団体連合会
会長 才賀清二郎

目 次

第1章 環境の変化

1. 経済社会の変化	1
2. 建設産業を巡る環境の変化	1
(1) 建設市場の動向	1
(2) 建設業者数、就業者数の動向	2
(3) 競争環境の変化	2
(4) 建設生産システムの変化	2
(5) 入札契約制度の変化	3
(6) 産業構造の変化	3
(7) 労働環境の変化	3

第2章 技能労働者を巡る現状と課題

1. 技能労働者を巡る現状	4
(1) 技能労働者の動向	4
(2) 雇用労働条件の動向	4
(3) 職場環境の動向	5
2. 技能労働者を巡る課題	5
(1) 人材の確保・育成	5
(2) 技術・技能力の承継	5
(3) 技能労働者の資質低下	6
3. 実態調査の概要	6
(1) アンケート調査結果	6
(2) 既往実態調査結果	7

第3章 雇用労働条件の改善に向けて

1. 建設産業関係者の対応	8
(1) 専門工事業者の対応	8
(2) 総合工事業者の対応	8
(3) 行政（許可行政庁、発注者）の対応	9
(4) 民間事業者の対応	10
(5) コンプライアンスの徹底	10
2. 賃金改善に向けた提案	11

(1) 諸経費動向調査の改善	11
(2) 工種別積算歩掛の改善	12
(3) 適正価格・適正工期の発注促進	12
(4) 新潟県における試行工事	12
3. 労働時間短縮に向けた提案	13
(1) 中央システム協議会の「行動計画」の徹底	13
(2) 国土交通省の「労働時間短縮推進要綱」の徹底	13
(3) 民間工事における工期設定	14
4. 労働生産性向上に向けた提案	14
(1) 施工会議の設置・運営	14
(2) 技術開発・創意工夫の促進	14
(3) 機械化施工・IT化の促進	15
(4) 所定内労働時間の有効活用	15
(5) 問題発生に対する迅速な対応	15
(6) 書類作成の簡略化	16
(7) 設計者との事前協議	16
5. 技能労働者の社会的評価に向けた提案	16
委員会名簿	18

技能労働者が夢と希望を持って生涯を託せる 魅力ある建設産業を目指して

第1章 環境の変化

1. 経済社会の変化

米国の信用力の低い個人住宅融資（サブプライムローン）問題が世界経済を揺るがしている。金融市場の混乱を背景に投機マネーが現物商品市場に流入し、世界全体の実体経済に影響が波及している。加えて新興国（B R I C s）経済の台頭も相まって、資源や食糧などの獲得競争が世界規模で激化し、国際商品価格の上昇を招いている。

日本経済はいざなぎ景気を超えて景気拡大が続いている。自動車など輸出関連業界に牽引された形で景気拡大が続いてきたが、米国景気の減速、国際商品価格の上昇、円高、国内での個人消費の低迷などにより、景況としては不透明感が広がっている。

我が国は、世界に類を見ないスピードで少子高齢化社会を迎えており、総人口も減少する時代に突入している。厚生労働省によれば、日本の2030年の労働力人口は2006年と比べ1,070万人減少する推計し、経済成長の大きな制約要因になるとしている。

政府は、人口減少社会を迎える中で成長力を強化し経済成長を維持させることが喫緊の課題として、平成19年4月に「成長力加速プログラム」を取りまとめた。今後5年間で一人当たり成長力（労働生産性）を5割増にするとしている。このため、成長の基盤となる人材や中小企業への投資により成長力の底上げを図るとして「中小企業底上げ戦略」などを今後3年間で集中的に実施することとし、大企業の成長成果を中小企業に波及させるため下請取引の適正化などを図るものである。

現在、あらゆる産業界で法令違反事件が発覚している。建設業界でも構造計算書偽装事件、建材耐火性能偽装事件などが発生している。法令違反行為は、国民の信用・信頼を失墜させるとともに、当該企業に大きなダメージを与えることになる。国民は、企業に対し法令遵守は当然として、企業としての社会的責任（CSR）を果たすことを求めている。

2. 建設産業を巡る環境変化

(1) 建設市場の動向

建設投資は、平成4年度をピークに減少し平成19年度はピーク時の約6割の水準である。特に公共投資は、平成7年度のピーク時に比べ半分以下の水準である。地域別では大都市圏のシェアが拡大し地方圏は低下している。また、新規投資が抑制される中で維持・修繕の割合が拡大している。

サブプライムローン問題や新興国経済の台頭などで、金属やエネルギー資源等の国際資源価格が高騰している。この影響で日本国内において建設資材として使用されるH型鋼、異形棒鋼、セメント、内装材などの価格が高騰している。

建築確認・検査の厳格化を柱にする改正建築基準法が平成19年6月に施行された。建築確認審査の遅れから同年7月以降の新設住宅着工戸数は対前年同月比で大幅に減少し、戸建住宅を除いて改正法施行前と同程度の水準までには回復していない。

(2) 建設業者数、就業者数の動向

建設業許可業者数は、平成18年度末で52万業者であり、平成11年度末のピーク時に比べ8万社減少している。この許可業者数は、建設投資のピークであった平成4年度末とほぼ同水準であり、この間における建設投資の急激な減少を踏まえれば、建設業は過剰供給構造にある。許可業者のうち、年間完工高が100万円以上の業者は27万業者であり、専業業者は23万業者である。なお、許可業者の99%が資本金1億円未満であり、大半は中小・零細企業で構成されている。

建設業就業者数は、平成19年で552万人であり、平成9年のピーク時に比べ130万人以上減少している。この間における建設投資の急激な減少を踏まえれば、就業者も過剰供給構造にあるといえる。しかし就業者の高齢化が進展する中で、若年者の入職が減少し定着率も低下しているため、将来的には優秀な技術・技能者が大幅に不足してくることが懸念される。

(3) 競争環境の変化

課徴金算定率の大幅引上げなどを柱とする改正独禁法が平成18年1月に施行され、また、法令違反行為に対する違約金特約条項の適用などを踏まえ、大手ゼネコンは平成17年12月に「脱談合宣言」を行った。近年における一般競争入札の拡大も相まって、国・地方公共団体発注の公共工事を巡ってダンピングが急増している。民間建築工事も民間事業者の意向で特命発注が減少し、安値受注が続いている。

ダンピングは、建設生産物の品質確保に支障を及ぼすほか、下請業者や技能労働者へ不当にしわ寄せされており、建設業界の健全な発展を阻害する要因になるとともに、建設業全体の疲弊に繋がることが懸念される。

(4) 建設生産システムの変化

建設産業の建設生産システムは、総合工事業者と専門工事業者が対等の協力者としてその負うべき役割と責任を明確にし、分業関係を基本とするシステムになっている。

近年における元請業者の施工管理能力は、技術職員のリストラ、団塊世代の大量退職などにより、依然に比べ大幅に低下している。一方、下請業者は自主管理・責任施工体制を構築するとともに、元請業者へ様々な技術提案ができるまで育っている。

このため、現在の建設生産システムの中で元請業者と下請業者が負うべき役割と責任が曖昧になるとともに、契約締結に当たっては片務性が見られるなど不公正かつ不透明感が広がっている。

(5) 入札契約制度の変化

我が国の入札契約制度は、明治22年に制定した会計法により一般競争入札が導入された。しかし不良業者の参入等の問題が起こったため、明治33年に指名競争入札が導入され、近年までこの入札方式が運用の基本とされてきた。公共工事を巡る贈収賄事件を受けて、平成6年には大規模工事を対象に一般競争入札が採用されるなど、90年振りの大改革が実施された。合わせて中小規模工事を対象にした指名競争入札についても、公募型・工事希望型指名競争が導入されるなど改善が進められている。

公共工事の入札契約事務は、会計法や地方自治法に基づいて行われている。しかし近年の公共工事入札契約を巡る不祥事は、公共発注者が誰であるかを問わず発生しているため、平成13年には公共工事入札契約適正化法が施行され、公共発注者へ義務付ける事項と努力を促す事項が設けられた。その後、橋梁談合事件や官製談合事件などを踏まえ、一般競争入札の拡大が行われたほか、平成17年4月に施行された公共工事品質確保法に基づき総合評価方式の導入と拡充が行われている。

(6) 産業構造の変化

建設業界は依然として過剰供給構造にある。近年の景気回復を背景に産業全体として利益率は上昇しているが、建設業における利益率は低水準で全産業平均の半分程度にとどまり、その格差は拡大している。建設業の倒産件数は、件数・負債金額とも高水準で推移し、全産業に占める建設業の倒産件数は約3割を占めている。特に公共事業に依存する割合が高い地方業者の倒産が急増している。また、厳しい経営環境の中で、技能労働者の雇用に伴う社会保険・労働保険等の事業主負担を軽減するため労務外注も進んでおり、必要以上の重層下請構造を生む要因になっている。

(7) 労働環境の変化

建設業界の過剰供給構造や一般競争入札の拡大などを受けて、ダンピングが横行し平均落札率も低下している。ダンピングのしわ寄せなどにより技能労働者の賃金は低下傾向にあり、製造業など他産業に比べ低い水準で推移し、日常生活を維持することが困難になっている。労働時間についても製造業と比べ長い傾向にあり、計画的な休暇取得も困難な状態にある。加えて、請負単価の下落に伴う重層下請構造の深化も技能労働者の労働条件悪化を招く要因になっている。

第2章 技能労働者を巡る現状と課題

1. 技能労働者を巡る現状

(1) 技能労働者の動向

総務省の「労働力調査」によれば、平成19年の建設業就業者数は552万人である。このうち、ものづくりに従事する技能労働者数は377万人であり、平成9年のピーク時に比べ78万人程度減少している。しかし技能労働者の雇用形態や就業形態は多種多様であり、これに雇用事業主や技能労働者の認識の違いも相俟って一口で表すことは相当困難である。従来は社員、直用、準直用、専属下請など、専門工事業者側の呼称に基づいて整理されることが多かったが、これらの意味は多義的であり、定義の不一致や混用が存在していることで問題を曖昧にし、かつ複雑にする要因になっている。すなわち、直接雇用関係にない技能労働者に対して道具・作業服代や健康診断費等を会社が負担することで専属技能者と呼称したり、技能労働者も重層下請構造の中でどの業者に雇用されているか不明であったり、外注班として仕事を進める場合もあって、雇用関係や請負契約などに対する認識の違いも見られる。

技能労働者の年齢別構成を見ると、50歳以上が4割以上を占めており高齢化が進展している。技能労働者の年齢別構成では55～59歳代が一番多く、次いで30～34歳代が続いている。また、40～44歳代は比較的に少なく、24歳未満が極端に少ない状況であり、瓢箪を逆さまにしたような形になっている。技能労働者の年齢別構成として本来望ましい形である正三角形でないため、工事消化能力不足や技術・技能力の円滑な承継などに支障を及ぼす恐れがある。

技能労働者のうち、職長クラス、段取りやその場の状況に応じて最適な作業方法を選択できる技能労働者は人手不足の傾向にある。鉄筋工、型枠工、配管工などは全国的かつ慢性的に人手不足を招いており、とび工、左官、電工なども地域によっては人手不足になっている。また、技能労働者の労働移動については、一昔前に比べ家族主義の浸透などにより減少している。

(2) 雇用労働条件の動向

近年では公共工事、民間建築工事を問わず安値受注が続いている。下請業者に対して工事原価を割り込むような「指値発注」が横行していることで、請負単価の下落や必要以上の重層下請構造を招いている。これらのしわ寄せにより、技能労働者の雇用労働条件が悪化している。賃金については、技能労働者が生活を維持することが困難な水準にまで低下している。厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」によれば、平成18年の生産労働者（男性）の年間賃金総支給額は、製造業が4,828千円、全産業が5,555千円であるのに比べ建設業は4,158千円と低水準であり、中には年収300万円を切るような実態も多く発生している。建設業は、全産業や製造業に比べ年齢や勤務年数に関係なく昇給幅が少ないことが特徴である。また、雇用関係に

ついても、雇用に伴う社会保険等の事業主負担を軽減するため労務外注が進んでいることも相まって、近年においては雇用関係が曖昧になり、一人親方などが増加する傾向にある。

(3) 職場環境の動向

建設業は、きつい、汚い、危険など3K・5Kといわれる職場環境もあって若年者から敬遠されてきた。近年では厳しい経営環境にあって職場環境の改善は進まず、かえって悪化傾向に繋がっている。労働時間については、契約工期が短く設定されている場合が多い上に、近年の工期短縮の要請のあおりを受けている。

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によれば、平成18年の年間総労働時間は、全産業が1,842時間、製造業が2,015時間であるのに比べ建設業は2,088時間と長時間であり、かつ若年者が望む計画的な休暇取得も困難な状態が続いている。

2. 技能労働者を巡る課題

(1) 人材の確保・育成

新卒者の減少、高学歴化の進展、他産業との人材確保競争の激化に加え、建設業の将来に対する不安などの要因が重なり、若年者の建設業への入職者は減少傾向が続いている。新規学卒者のうち建設業への入職者は、平成8年の約78,000人をピークに減少を続けており、平成19年には約32,200人まで縮小している。しかも高校卒者の3年以内の離職率は、平成16年3月卒の建設業は57.3%であり、全産業の49.5%に比べ高めに推移している。建設業界では、近年元請業者が高専や高校卒の採用を始めたこともある、下請業者が予定人数を確保することが困難になっている。また、現在の厳しい経営環境を反映して、下請業者が人材の確保・育成をする余裕がなくなり、かつ育てようとする意欲減退も大きな要因である。

技能労働者不足は、高齢者の引退と入職者の減少に加え、若年者の離職増もその原因である。慢性的な人材不足に対応するため、今後は高齢者や女性を積極的に活用していく必要がある。このため、改正高年齢者雇用安定法、改正パート労働法、改正最低賃金法、改正建設雇用改善法など、数多くの関係法律が施行されているところであり、建設業界においてもこれらに適切に対応していく必要がある。

(2) 技術・技能力の承継

当連合会の「建設産業における技能承継に関する調査」によれば、技能労働者が慢性的或いは一時的に不足とする会社が84%を占めている。また、96%の会社は工事施工に当たり熟練技能が必要であり、それを習得するには概ね5年から12年程度の期間が必要である。一方、熟練技能者の退職により問題が発生する時期は、10年以内に来るとする会社が70%を占めている。今後、熟練技能者の高齢化が進み若年

技能者が不足してくれれば、熟練技能が引き継がれることなくその保有者が退職していくことになり、熟練技能の承継不全として工事施工面に大きな影響を与えると予測している。

今後の技能労働者を巡る人事戦略の課題と戦略は、少人数施工体制への移行や経験的知識の共有と移転が急務であり、特に、団塊世代の大量退職は経験的知識の社外流出につながり、企業競争力の低下を招くことになる。企業の競争力を維持するためには、適正な人員構成を実現する要員計画の策定と経験的知識を企業財産としていかに蓄積するかにあるといえる。財産として蓄積するためには現場でのOJTにととまらず、いかに企業内において体系化・システム化できるかである。

(3) 技能労働者の資質低下

技能労働者の能力は、安全や品質、コストなどに直結するが、「技能労働者の力量不足で事故やミスが増えた」と指摘する声も聞かれるようになっている。今の若者はモチベーションが低いなど、多くの雇用事業主や熟練技能者が感じている若手像の一つである。一昔の建設現場は余裕を持って若手を育成できた時代であった。しかし今の建設現場は、先輩技能者自身も忙しいなど若手の育成ができにくくなっている。この弊害として、応用力が身につかない、コミュニケーション能力の低下、自主性が育たないなどの形で現れている可能性がある。これに3K5Kと呼ばれる職場環境の悩みも加わり、若年者にとって建設業は魅力や、やりがいのないところと映り、離職者が急増する要因になっている。雇用事業主としてやらなければならないことは、若手を取り巻く職場環境を改善することであり、まずは若手の悩みを把握し解決してやることである。

3. 実態調査の概要

(1) アンケート調査結果

技能労働者の雇用労働環境に関するアンケート調査を実施した。本報告書では調査結果の概要を紹介する。回答会社は一次下請が大半を占めることに留意が必要である。

技能労働者は、年代別では50歳代以上が多く20歳代以下が少なく、最終学歴別では高校卒者が半数を占める。雇用契約書・賃金台帳等の整備状況は高いものの、対象者は社員・直用が中心である。技能労働者の人事評価制度や評価基準の整備状況は半分以下であり、対象者は社員が中心である。技能労働者の年収は、概ね社員で500～600万円、直用で400～500万円、準直用で350～400万円が多く、一般技能者で300万円以下も相当数存在している。賃金に含まれる諸手当平均月額は、職長手当が29,300円、役職手当が26,300円、資格手当が11,800円である。賃金支払方法は、社員は月給制が多く、直用や準直用は日給月給制を中心である。賃金決定要因は、就労形態に関わらず本人の能力評価を中心しているが、

社員・直用は年齢に応じた世間相場や会社の業績を、準直用は担当工事の受注額や出来高を挙げている。会社負担の費用は、就労形態に関わらず通勤費、道具代、健康診断費などを挙げている。1日の所定労働時間は7.6～7.9時間であり、実際の労働時間は社員で8.6時間と長いが、直用・準直用は概ね所定労働時間と同じである。週40時間労働制への取組みは、1年単位の変形労働時間制や夏季・年末年始・ゴールデンウィークの休日拡大を挙げている。「週所定労働時間40時間制移行に向けて建設業界が取り組むべき行動計画」の認知度は高いものの、「専門工事業者において構すべき条件整備」については、実施又は実現している割合は低い。技能労働者の不足状況は、かなり不足・やや不足とした会社が相当数見られる。不足の原因は、若年入職者の減少と定着率の低下とし、不足による問題は、技術・技能力の承継困難、労働時間増大、コスト増大、品質低下、工程遅延などを挙げている。技能労働者確保の長期対策は、賃金引上げ、作業環境改善、社会保険等加入、労働時間短縮などである。労働生産性の阻害要因は、前工程の完了待ち、他職との調整待ち、指示ミスによる手戻りなどが発生しており、ロス時間の労働時間に占める割合は2割未満としている。

今後、職種別、規模別、請負階層別などに区分し、クロス集計・分析を実施する。

(2) 既往実態調査結果

専門工事業者の重層下請構造に関する調査（平成18年度・国土交通省）

技能者の賃金が低いとの声が多かったが、これは従業員の身分の曖昧さと多種多様な賃金の支払形態が複雑に絡み合っていることも原因の一つと思われる。賃金の支払形態では、月払い・日払い等があり、更に社会保険等への加入の有無が絡んでいる。請負単価は減少し続けているが、これは受注競争激化の中で元請業者がダンピング受注していることが一番の原因と多くの業者は考えている。このため、元請下請関係の片務性のは是正、下請次数の制限などを行うとともに、施工体制の確認強化、現場技術者の能力評価方法の検討が重要である。

社会保険・労働保険への加入率が低いことも問題となっている。正社員や技術者の多くは雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入しているものの、直用、準直用、一人親方については加入状況が把握できていない場合が多い。社会保険料などの経費節減のため、直用などを社会保険の雇用者負担義務のない外注扱いにするなど、雇用形態にグレーな部分があることも加入率を低くしている一因と思われる。このため、建設業関係者への啓蒙活動、法定福利を含んだ請負単価の可能性検討、現場入所時の各種保険の登録制度など、下請業者のモチベーションを引き出す施策も必要としている。

第3章 雇用労働条件の改善に向けて

1. 建設産業関係者の対応

技能労働者の確保・育成については、現在の建設生産システムの中で専門工事業者任せになっている現状を改め、技能労働者は建設産業界の共通財産であるという認識を持って、行政、民間事業者、総合工事業者、専門工事業者がコンプライアンスの徹底を図りつつ、ともに協調して様々な対策を推進していく必要がある。このため、総合工事業者団体や民間事業者団体等と意見交換会を開催していく必要がある。

(1) 専門工事業者の対応

技能労働者の雇用労働条件を改善するためには、法令に基づく雇用事業主としての責任を明確にし確実に義務を果たすなど、雇用事業主としての意識改革をしていくことが大事である。常時10人以上の労働者を使用している事業主は、就業規則を作成し所管労働基準監督署に届け出るとともに、技能労働者の雇用に当っては、労働条件書を書面で交付する必要がある。また、事業場毎に賃金台帳を調整し、賃金計算の基礎事項、賃金額、労働時間などを記入する必要がある。これらは全て労働基準法に基づき雇用事業主に義務付けされたものであり、厳しい経営環境の中でもこれを守っていく必要がある。また、技能労働者に係る体系的な教育訓練制度や能力評価等の人事管理制度を確立し、かつ職業生涯モデルプランを作成するなど、技能労働者のスキルアップ形成に役立つ対策を講じることが重要である。

技能労働者の雇用労働条件悪化の要因として、元請業者のダンピングや下請業者への指値発注による請負単価の下落がある。下請業者としては、会社経営を維持しつつ技能労働者の処遇を改善するため、元請業者との契約締結に当たっては適正価格・適正工期でなければ受注しないなど、毅然とした態度で元請業者と交渉するとともに、自社における工事コストを把握した上で受注する工事、受注しない工事の選択を進めしていく必要がある。

(2) 総合工事業者の対応

近年、国・地方公共団体発注の公共工事においてダンピングが急増している。民間建築工事においても民間事業者の意識高揚により特命受注が減少し安値受注が続いている。こうした状態を踏まえ、下請業者への発注に当っては厳しい請負単価を要求するようになっており、安値受注の影響を下請業者へしわ寄せしている現状にある。また、近年は下請負契約に当って工期の短縮を要求することが多くなっている

近年においては元請業者の施工管理能力が低下している。施工管理能力低下をカバーするため、下請業者は自主管理・責任施工体制を構築している。現在の建設生産システムの中で、元請業者と下請業者が本来果たすべき役割と責任が曖昧になっている。こうした実態を踏まえ、元請下請間においては片務的な契約締結が発生している。

技能労働者の雇用労働条件の改善を図るため、本来元請業者の役割である施工管理能力の向上を図るとともに、下請負契約に当っては法令遵守を徹底し、適正価格・適正工期での発注を促進するよう要請する。

日建連は、技術・技能者の確保・育成、流動化の方策等について調査研究を行うため専門部会を設置したところであり、日建連と当連合会が定期的に意見交換ができる場を設定するよう要請する。

(3) 行政（許可行政庁、発注者）の対応

技能労働者の雇用労働条件を改善し現在の建設生産システムを持続させるなど、将来に向けて健全な建設産業の発展を図るために、行政が果たすべき役割は大変重要である。このため、各種施策を推進するとともに、建設業界に対する指導監督の強化を行う必要がある。

① 建設業許可行政庁は、不良不適格業者の排除を徹底するとともに、法令違反への監視体制の強化、違反行為者に対するペナルティの厳正な対応、不当な取引に対する公正取引委員会との連携強化などを行う必要がある。

国土交通省は、平成19年度に建設業法令遵守推進本部を設置するなど、法令遵守や請負契約の適正な締結など幅広い取締りが可能となる体制を整備し、市場の番人としての役割強化を図ったところである。このため、違反・不当行為者に対するペナルティの強化と被処分者名の公表を行うよう要請する。

② 「建設産業政策2007」で示した今後の建設産業政策の早期実現を目指して、各種施策を積極的に展開していく必要がある。例えば、同一条件で競争ができる公平な競争基盤を整備するため、専門工事業者に係る客観的評価制度（専門工事業版第二経審制度）の創設や、下請代金債権の保全を目的にする支払保証ボンドの導入など、新しい制度づくりについて早急に検討を進めるよう要請する。

③ 公共発注者としての説明責任（アカウンタビリティ）を積極的に果たすとともに、良い仕事をしたことが次の仕事につながる「良い循環」の実現を目指して様々な環境づくりを行う必要がある。国土交通省は、平成19年度に優良工事を施工した一次下請業者や下請主任技術者を表彰する制度を創設した。（財）日本建設情報総合センターには、請負金額500万円以上の公共工事に関して様々な技術情報を登録する工事実績情報システム（コリンズ）がある。このため、コリンズに優良工事表彰下請業者名や下請主任技術者名を追加するよう要請する。

④ 発注者一元請業者間、元請業者一下請業者間などで、工事施工に伴うコスト構成の透明化や施工体制の適正化を図っていく必要がある。国土交通省は、直轄工事の発注に当たり「専門工事審査型総合評価方式」の試行を開始した。従来の総合評価方式における施工計画の審査に加え、新たに専門工事に関する施工計画の審査を追加するものであり、専門工事施工内容の実現性・確実性や専門工事業者の技術力・信頼性を

評価するものである。今回の「専門工事審査型総合評価方式」の試行に合わせて、下請業者としても工事施工に伴う技術・創意工夫の提案や適正な見積書の作成をすることが必要である。なお、コスト構成を確実に確認するため、公共発注者が保有している予定価格の積算内訳書、落札業者提出の工事費内訳書、施工体制台帳添付の下請負契約書の金額点検を実施するよう要請する。

⑤ 國土交通省は、ダンピング防止対策として直轄工事を対象に特別重点調査を実施している。しかしその設定水準が低すぎるため工事成績評定点が低く、かつ下請業者が赤字受注を余儀なくされていることから、設定水準の引上げを行うよう要請する。

⑥ 地方公共団体の中には、予定価格漏洩や談合防止を目的に予定価格や最低制限価格の事前公表を行っているところがある。しかし適正な積算能力や施工能力を保有しない建設業者が建設市場に介在するなどデメリットも大きいことから、公共工事入札契約適正化法による適正化指針に沿って早急に中止するよう要請する。

(4) 民間事業者の対応

民間事業者による発注は、特定の元請業者を指名し一括請負方式で実施してきた。近年では、特命発注方式を改め元請業者数社から見積書を徴収し施工会社を決定する方式に転換しているため、安値受注が続いている。この結果、大手元請業者が手がける超高層マンションなどで、様々な事故や不祥事が相次いで発覚している。こうした不祥事で国民の信用・信頼を失墜するとともに、建設生産物の品質問題などで損失を被るのは最終的に民間事業者自身であるといえる。

我々下請業者は、建設現場でのづくりを担っている存在であり、建設生産物の品質確保は、我々下請業者が引き受けていると言っても過言ではない。民間建築工事を巡る安値受注は、下請業者や技能労働者にしわ寄せされている現状にあり、建設生産物の品質確保や工期順守が難しくなってきてている。このため、民間事業者団体と当連合会が、こうした現状を踏まえて率直に意見交換ができる場を設定するよう要請する。

(5) コンプライアンスの徹底

元請下請問においては、指値発注、追加・変更工事代金の一部未払い、赤伝処理による一方的差引き、請負代金の支払保留など、不公正な契約締結が数多く存在している。例えば、工事施工に伴って様々な建設廃棄物が発生する。建設廃棄物の処理は、廃掃法に基づき事業者にその責任を課している。このため、事業者は処理費用を積算し請負金額に含めて元請業者に支払っている。しかし各種実態調査によれば、赤伝処理によって下請負代金から一方的に差引かれるケースが多く見られる（下請負代金の2%程度）。元請業者は、廃棄物処理費用を事業者と下請業者から重複して受領することになる。こうした元請業者の行為は法令違反に当るものであり、被処分者名の公表を含め早急にその是正を図っていく必要がある。

国土交通省は、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人の対等な関係の構築と公平かつ透明な取引の実現を図ることを目的に、平成19年6月に「建設業法令遵守ガイドライン」を策定している。このガイドラインは、元請負人と下請負人の関係に限定したものではなく、重層下請構造の中で一次下請負人と二次下請負人の関係（二次以下も同様）にも適用されるものであり、その意味で全ての建設業者が法令遵守を徹底することが求められている。

同年4月には「建設業法令遵守推進本部」が設置された。法令遵守推進本部は、様々な情報に基づいて立入調査を実施している。民間工事を含め建設業法の法令遵守や請負契約の適正取引など幅広い取締りが可能になり、立入調査件数も大幅に強化された。また、平成20年度には低価格受注による問題を含めて実態調査や立入調査が強化される予定であり、元請業者の下請業者に対する不当なしづ寄せ防止対策が講じられるに期待する。

2. 賃金改善に向けた提案

公共発注者は、会計法や地方自治法に基づいて予定価格を作成する。予定価格は、設計図書で定められたとおりに工事目的物を造る標準的な価格として、標準積算基準や各種単価等を使用し積上方式で積算される。

厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」によれば、技能労働者の年間賃金総支給額は、全産業の75%、製造業の86%の水準にとどまり、他産業に比べ低い水準で推移している。技能労働者の賃金改善を図るために行政、民間事業者、総合工事業者、専門工事業者がそれぞれの立場で早急に取組んでいく必要がある。

(1) 諸経費動向調査の改善

技能労働者に係る交通費、安全訓練費、法定福利費などは、予定価格積算上では現場管理費として計上される。現場管理費は、工種区分に従って純工事費毎に定めた現場管理費率を当該純工事費に乗じて得た額である。現場管理費率は、諸経費動向調査の調査結果に基づきその都度見直しされる。

諸経費動向調査は（財）国土技術研究センターが実施している。調査票については同センターから元請業者へ配布され、このうち下請調査票は元請業者から配布される（調査票回収は逆の流れ）。しかし下請調査票が元請業者から配布されない場合や、下請現場管理費の実態を記入し提出しても元請業者が調整を行う場合など、下請現場管理費が正確に諸経費動向調査へ反映されない恐れがある。このため、下請調査票の配布・回収は、同センターが直接下請業者との間で実施するよう要請する。

現場管理費は、公共発注者が元請業者へ一括支払いしている。しかし元請業者がその大半を消費し、下請業者に対して下請現場管理費を認めない現状にある。このため、現場管理費については元請用と下請用を明確に区分し、立入調査などを通じて下請現

場管理費が適切に下請業者へ支払われているか確認を行うよう要請する。

(2) 工種別標準歩掛の改善

工種別標準歩掛は、汎用的な各種工法において標準的に用いられる機械、労働力、材料等の組合せ、当該組合せによる標準的な生産能力、当該工法の標準的な適用範囲等を定めたものである。工種別標準歩掛は、事前の施工形態動向調査に基づいて施工合理化調査が実施され、その分析結果により見直しされる。

近年における施工を取り巻く状況の変化に伴い、現場においては作業待機時間等の発生や下請技術者等の増員が必要になるなど、建設生産性を低下させる事態が発生している。このため、施工合理化調査に基づき、建設生産性を低下させている要因を含む形で工種別標準歩掛を見直しするよう要請する。

(3) 適正価格・適正工期の発注促進

技能労働者の賃金低下は、元請業者がダンピングし、下請業者に対する請負単価が下落し続けていることが大きな要因である。急増しているダンピングを防止し、下請業者との契約締結に当っては請負単価を適正にすることが大事である。国土交通省は、平成18年12月に緊急ダンピング対策を措置し、施工体制確認型総合評価方式や特別重点調査を実施している。この結果、極端な安値受注が減少し平均落札率も上昇する傾向にある。

このため、地方公共団体（特に市町村）においては、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を早急に導入するとともに、国土交通省が実施している施工体制確認型総合評価方式や特別重点調査も合わせて講じるよう要請する。また、元請下請間の契約締結に関し、建設業許可行政庁が監視体制の強化と取締り強化を図るよう要請する。

近年は契約工期も短縮される傾向にある。このため、週40時間労働制や悪天候による不稼働日等に十分に配慮した適正な工期設定になるよう要請する。

(4) 新潟県における試行工事

新潟県は、平成19年11月から「地域保全型工事（Bタイプ）」を試行している。この方式では、工事発注時に県が元請負人に対し労働条件の改善等の条件を付している。具体的には、技能労働者の労働条件の改善を図るために、下請負人に対し社会保険・労働保険等への加入指導と、賃金は設計労務単価と比べ合理的理由なしに著しく下回ることのないよう指導し、工事完了後に「技能労働者の労務賃金に係る報告書」を提出させるものである。報告書には、技能労働者の賃金の最高額、最低額、平均額を記載させ、平均賃金が県の設計労務単価を1割以上下回っている場合は理由を記載させている。県は、元請負人へアンケート調査を行い、技能労働者の労働条件の改善状況を検証している。

新潟県における技能労働者の賃金を報告させ県が検証するシステムは、技能労働者の賃金確保及び改善に向けて有効な対策であるため、他の公共発注者においても同様な検証システムを導入するよう要請する。

3. 労働時間短縮に向けた提案

若年者が建設業界を嫌う理由に「きつい」がある。厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によれば、建設業の年間総労働時間は、平成18年で2,088時間とされ、全産業の1,842時間、製造業の2,015時間と比較して長時間である。若年者を建設業に入職させるため、総労働時間の短縮に向けた活動を展開していく必要がある。

(1) 中央システム協議会の「行動計画」の徹底

建設業者団体の自主的協議機関として中央システム協議会が設立され、元請下請間の具体的な基準、ルールづくりなどを行ってきた。平成9年4月から労働基準法に基づき建設業を含む全ての事業所で週40時間労働制に移行されるようになったことから、建設業界における労働時間短縮への取組みを目指して、同年7月には「週所定労働時間40時間制移行に向けての建設業界が取組むべき行動計画」の申し合わせを行った。行動計画の内容は、建設現場の就労実態を踏まえた労働時間・週休の設定、総合工事業者並びに専門工事業者において講ずべき条件整備、時短に取組む推進体制の整備などである。

建設業界を巡る厳しい経営環境が継続している中で、元請業者、下請業者とも行動計画の順守が崩れてきているとの指摘もある。このため、若年者の建設業への入職や定着率の向上を目指して、元請業者並びに下請業者が再度「行動計画」の徹底に取組むよう要請する。

(2) 国土交通省の「労働時間短縮推進要項」の徹底

週40時間労働制への円滑な移行と建設産業における労働時間短縮の推進のため、建設省（現国土交通省）は、平成9年3月に「建設産業における労働時間短縮推進要綱」を策定した。推進要綱の内容は、週40時間労働制に対応した工期・積算の実施、生産性向上のための取組、工事の平準化の実施、公共工事週休2日・現場閉庁モデル工事の実施、他の公共発注者への要請などである。これを踏まえ、各地方建設局（現地方整備局）が具体的な取組みを進めている。しかし公共工事施工に当り工期変更をせずに、工事着工時期の遅れ、現場での作業工程の遅れ、追加工事・設計変更などに対応しようとするあまり、契約工期設定の前提である完全週休2日制は守られず土曜日等も稼働する事例が多いとの指摘もある。このため、公共発注者が再度「推進要綱」の徹底に取組むよう要請する。

(3) 民間工事における工期設定

民間工事に従事する技能労働者の労働時間は、客観的なデータが少なくその実態は必ずしも明らかではない。しかし本委員会の委員から公共工事に比べ長時間労働になっていると指摘されている。無理な工期設定は、品質低下やコストアップに繋がることになる。民間工事における工期設定は、若年者の入職を促進させ、技能労働者が生活と仕事を両立できるような適正な工期設定の実現を目指していく必要がある。

このため、民間事業者団体と当連合会が、適切な工期設定の実現に向けて率直に意見交換ができる場を設定するよう要請する。

4. 労働生産性向上に向けた提案

(財) 社会経済生産性本部の「生産性の産業別比較」によれば、平成14年時点の建設業の労働生産性は、全産業の約7割、製造業の約6割の水準にとどまっている。また、建設業でのピークであった平成3年当時と比べても2割以上低下している。本委員会では、技能労働者の労働時間を短縮すれば年収額が減少するという意見も出たが、この課題を解決する方法として現場の労働生産性を向上させることである。

建設業は、屋外・単品・受注生産という生産特性があり、製造業ほど効率よく生産性を向上させることは困難であるが、新技術・新工法の開発、事業・業務の見直し、機械化施工の推進、人材の育成、経営戦略の確立、成果主義人事制度の導入などを通じて、労働生産性を向上させるための具体的な対策を講じていく必要がある。

(1) 施工会議の設置・運営

近年、元請業者の施工管理能力は、従来に比べ大幅に低下している。その結果、業種間調整不足や設計・施工情報の伝達不全などにより、建設現場では待機時間、手戻り・やり直し工事などが発生し、労働生産性を阻害する要因となっている。建設現場の労働生産性を向上させるとともに、無駄な費用の発生を抑止するため、発注者、元請業者、下請業者で構成する施工会議を建設現場毎に設置し、関係者が様々な課題に対し対等な立場で逐次協議・調整ができるよう要請する。

(2) 技術開発・創意工夫の促進

公共工事の発注は一般的に発注者が指定した工法で施工される。近年では受注希望者から技術提案を募集し、それを審査して落札者を決定する制度が導入されている。しかし技術提案は、一回目の落札については受注者に一定のメリットが発生するが、その技術提案は発注者に帰属し二回目以降は発注者の一般的な技術として指定される。この結果、予定価格が低下するなど、技術提案者にとっては自分で自分の首を絞める結果につながる。このため、こうした弊害を排除しつつ、良い技術提案をしたことが次の仕事につながる「良い循環」をつくることや、建設現場の労働生産性を向上させ

るため技術提案者に対する保護政策の確立を行うよう要請する。また、建設会社による新工法・新技術の開発などイノベーション活動に対する財政的な支援等も行うよう要請する。

(3) 機械化施工・IT化の促進

日本の全産業の労働分配率は70%～65%である。建設業の労働分配率は約85%と高く、その意味で労働集約型産業の典型であるといえる。

建設現場では様々な建設機械等を使用して施工される。近年の工事規模の大型化、社会的な要請などから省力化・スピード化・無人化などに努めてきたが、今後とも建設機械等の開発、新工法の導入などを通じて建設現場における各種作業を人力から機械化施工へ推進していく必要がある。

近年、公共調達を巡って電子入札、電子納品などが進展している。合わせて建設工事の受発注業務等に係る情報を電子化し、ネットワークを使ってデータを即座に送受信するため、建設CALS/ECやCADなどが開発され建設業界に導入されている。高度に発達した情報技術（IT）を活用することで、業務の効率的な遂行を図るものであり、建設業の生産性向上効果が期待できる。

国土交通省は、近未来に向けてICT（情報通信技術）を導入しようとしている。建設生産システムという一連の流れの中にICTを導入し、3次元CADを活用して建設工事に伴う計画、設計、発注、施工管理、資機材搬入、維持管理などの全工程での情報を一元化することで、飛躍的な労働生産性の向上につなげるものであり、今後の新たな展開に大いに期待したい。

近年、日本ではデジタル化が進展し様々な機器等が開発・導入されている。現在では携帯電話も有力な情報機器になっている。こうした手軽な情報機器を使用して建設現場の施工管理・品質管理・業種間調整などを行えば、建設現場の労働生産性の向上につながる。

(4) 所定内労働時間の有効活用

技能労働者の労働時間は、一般的に所定内労働時間を8時間と定める場合が多い。しかし建設現場における実際の労働時間は所定内労働時間を下回っている場合が多く、職種や作業環境などにより5～6時間にとどまるケースもある。例えば、朝礼や体操などを所定内労働時間で実施したり、高層建築工事での作業現場までの移動時間ロスが上げられる。このため、工事施工に伴う周辺住民との近隣協定の見直しや、建設現場に集会場・休憩室等の福利厚生施設を設置することにより、建設現場の労働生産性の向上を図ることが可能になる。

(5) 問題発生に対する迅速な対応

建設現場では待機時間や手戻り・やり直し工事などが発生し、建設現場の生産性を阻害している。

国土交通省は、平成19年度から「現場の問題発生に対する迅速な対応（ワンデーレスpons）」を実施している。これは「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応を組織的、システム的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。建設現場の生産性の向上を図るため、他の公共発注者や民間事業者においても活用するよう要請する。

(6) 書類作成の簡略化

近年は工事施工に伴って発注者、警察署、労働基準監督署等に提出する書類等が急増している。施工管理・品質管理等に関する書類等に加え、ダンピング対策に基づく不可視部分のビデオ提出などが求められている。建設現場の労働生産性を向上させるため、現在要求している様々な書類・映像等の提出義務の全面的な見直しを行い、できるだけ簡素化していくよう要請する。

(7) 設計者との事前協議

建設生産は、設計者が作成した設計図、仕様書等で行われる。しかし設計者は、必ずしも建設現場の施工条件や使用材料の性能・特性等を熟知せず設計図、仕様書等を作成するケースもある。下請業者は長年に渡って施工してきた経験から様々なノウハウを保有している。このノウハウを設計者が設計図、仕様書等を作成する時に利活用することにより、建設現場の生産性向上やコスト低減につながるものである。

このため、下請業者が保有する様々なノウハウを設計者へ伝えるなど、設計者との事前協議を行えるような場を設定するよう要請する。

5. 技能労働者の社会的評価に向けた提案

技能労働者が夢と希望を持って生涯を託せる魅力ある建設産業に転換させるため、技能労働者の雇用労働条件の改善を図ることが必要であるが、加えて技能労働者の社会的評価の確立も大切である。ドイツにはマイスター制度があり、米国にはユニオンという職業別労働組合がある。いずれも技能者の社会的評価は高く、かつ賃金等が優遇されている。日本では優秀な技能労働者を顕彰する制度はあるが、必ずしも社会的に評価されず、かつ賃金等も優遇されていない。

建設産業において生産性向上や品質確保を図るため、現場施工において中核的な役割を担う基幹技能者の確保・育成が重要である。今般、この制度が建設業法施行規則に位置づけられ、また、経営事項審査における技術力の審査項目に追加された。こうした取組みは技能労働者にとって将来に向けた目標になるものであり、かつ待遇改善

につながるものである。今後においては、基幹技能者を総合評価落札方式における評価や、ひいては建設現場に常駐させることにより、生産性の向上、モチベーションの向上などにつながる可能性が高いことから、積極的に推進するよう要請する。

おわりに

近年、国・地方公共団体発注の公共工事を巡りダンピングが急増している。民間建築工事も従来の特命受注が減少し安値受注が続いている。こうした状況を踏まえ、下請業者や技能労働者にしわ寄せされるなど、健全な建設産業の発展を阻害する恐れがある。特に、技能労働者の高齢化が進展している中で、若年者の建設業への入職者が減少し、かつ離職率も高い水準である。この結果、技術・技能力の継承も困難になり、建設生産システムが崩壊する恐れがある。

予定価格積算に使用する設計労務単価は、毎年実施する労務費調査の結果に基づき決定されている。近年の公共工事を取り巻く社会情勢の変化、技能労働者を取り巻く環境の変化を踏まえ、労務費調査のあり方に関して検討するとともに、設計労務単価を使用しない積算方法についても検討を進めていく必要がある。また、技能労働者が日常生活を維持するための賃金のあり方についても検討を進めていく必要がある。

今国会に独占禁止法改正案が提出される予定である。改正の内容は、課徴金の強化と対象拡大が柱である。また、公共工事品質確保法の見直しに向けて自民党で検討が進められている。今後、関係法律の改正に向けた展開に注目していく必要がある。